

明治四年十月
山崎縣農民騒動

(一)
明治四年十月十三日、神東郡（現神崎郡の一部）に端を発した一揆は、播州一円から、但馬・丹波に波及する一大農民一揆へと発展していった。

同じ時期に当山崎県（山崎藩は明治四年七月十四日から同年十一月一日まで山崎県となる。以後姫路県に合併され、飾磨県に合併され、現兵庫県に合併される）においても、農民騒動がおこっているので、播但一揆といわれる。この神東郡に端を発した一揆の概要を述べ、これとの関連において山崎の騒動をみていただきたい。

十三日夕、神東郡辻川村に集まつた群衆は二千人をこし、市川流域の大庄屋、庄屋宅をうちこわし、火を放つていった。一揆勢はやがて五・六千人にふくれ、西進す

上山勝

明治四年十月

山崎縣農民騒動

(一)

勝



NO. 42
48.5.10
兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話②2000

目 次

一、山崎農民騒動	上山 勝
一、近世初頭の山崎藩(三)	島田 清
一、田町逆川眼が治る	福井記二
一、後 記	一一
一、後 記	一二

るものと、北進するものとの二派にわかれた。

西進派は翌十四日飾西郡村々庄屋を襲い、夕方には青山に至り、姫路県鎮圧兵と対峙し、北進派は市川ぞいに北上し、十四日屋形村にて説諭にきた、生野県役人二人を殺害し、翌十五日生野県鉱山局を焼きはらい、生野県庁へ乱入した。

四つの大庄屋宅、二十余の庄屋宅、県・官庁舎などを焼きうち、うちこわし、一揆側も数人の死者、五十余人の重傷者をだすという凄惨さであった。

一揆の要求は八項目掲げられているが、年貢三割減が最大の要求で、要求からつかめる一揆の性格は、新政に対する期待はずれと、不満による反政府、反権力のたたかいであった。

要求項目の一つに、明治四年八月に太政官からだされた未解放部落「解放令」反対も加えられており、この一揆を別名「解放令反対一揆」とよぶ人もいるが、「解放令は、農民を被差別身分におとしいれるもの」という、当時のこの地方の流言飛語を、むしろ一揆触発の契機に利用したもので、本質は解放令反対ではなく、新政に対する反権力のたたかいであった。そのはずである、市川流域の未解放部落の人々もともに一揆に参加してたたかっているのである。

この一揆については、すでに小野寺逸也（部落問題研究第二五輯「明治四年播但農民一揆」）や、新井磯次（荆冠の友第五七号「播磨の民乱」）や、原田伴彦（部落第四七号「解放令に伴なう播州農民一揆」）によりあきらかにされており、その方へ譲ることとし、この一揆が宍粟郡へどのように影響し、山崎でどのような動きがあつたか、史料紹介をかねて述べてみたい。

慶應二年にはじまる凶作は数年続き、明治になつても宍粟郡内の農民の生活は、あいかわらず苦しかった。明治二年六月、版籍が奉還され、同年九月藩政が改革された。

当時の山崎藩の高下組大庄屋「庄又十郎日記」によると、「明治二年九月十三日、殿様ニハ山崎藩知事拝命ニ

相成リ候趣、右ニ付、諸役人も政正ニ相成リ候よう仰出られ、村々へ触書を出す」と書かれており、この時旧藩主本多忠明は、藩知事になつたのである。

藩政は改革されたとはいえ、本質的には依然として、幕藩体制が続々、領主と領民の関係は、あいかわらず強いものであつた。

ところが翌々四年七月十四日、廢藩置県がおこなわれ藩知事制も廃され、旧藩主は東京へ集められるに至つた。これにより領主と領民の関係はたちきられ、中央集権化がすすめられる仕組みが強化されたのである。

かつての藩は、新政府の政策を村々へ徹底させるための、政府の出先機関としての府県に性格を変えていくのである。

前掲の日記は「明治四年七月廿四日、御殿様御儀、兼て御一新ニ付、知事職仰付られ居り候ところ、此度知事職御免の上、東京へ引越仰出られ候ニ付、一同承知まかりあり候。一略一誠ニ東京へ引越しニ付てハ、万事大晦日の様なる心地ニテ御用繁なり。」

さらに「八月十八日、兼て御役儀御免、御家族様方、残らず東京へ御引越仰付られ候趣、郷中ニても一同承知まかり有り候様 仰出られ、右ニ付、御隠居様だけ成とも、当所ニ御残り下され候ハ、こころざしの者ハ田畠の壱枚づつ成とも献上も仕度、口上ニテ申出候。一略し。」

そして寸志を戯別に献上するのである。

「九月十三日、殿様いよいよ今朝六時（午前六時頃）

御駕籠にて東京へ御引越ニ成る一略一」

領主に替る新しい役人による政治に対する不安が、領主の旅たちに對する農民の動搖から読みとれる。

(三)

播但一揆鎮圧後姫路藩から出された「告諭書」（内閣文庫蔵）によると、當時播州一円では「新しい役人による政治は、村高百石に対して二人、牛一匹拠出させ、異国に売りとばす」とか、「耕地面積に畦畔も測り入れる」とか、流言がとび、人心は動搖していた。

十月十二日姫路県役人が、神東郡辻川村へ人別改めに來たのに端を發して、翌十三日二千人の群衆が蜂起して一揆は燃えあがった。

前掲大庄屋日記は

「明治四年十月十六日姫路御支配所所々甚だ大ごうその儀、一昨日林田より安志江申越



し、安志より山崎県へ申し來り候。趣意は高百石ニ付、人足二人づつ、牛壹匹づつ差出し候よう。仰出候は、何の御用ニ候や相知れ申さず、推量には異國で右の人生共御壳渡しニ相なると申したて、迷惑難渋ニおよび居り候。右ニ付当邊も難儀出来候程も計り難く、別て御支配所境の事故、嚴重ニ取締候程仰付られ候。

一昨日テノヲ（飾西郡手野村）へおよそ武百人ばかり打寄り、出張役人の中へ小砲を打込み、即死三人、それ故出張所より三はつばかり御打出しニ相成り候ところ、出張所へ打寄せ候ニ付、又候御用捨なく、玉込大砲壹ぱつ、御打出ニ相成り候。徒党の内即死五人、怪我人三十人、召捕百人斗りニ候。其後ハ三方へ逃散候由、大庄屋も所々焼払候様子一略一」と記され、十四日には十人ちかい死者をだす激しさが伝えられている。

郡内でも神戸辺で強訴の不穏があり、「十月十七日、神戸谷辺ごうその下夕相談いたし居候趣、木谷より届出候ニ付、晚方より会所へ出勤、夜九時前時（午前〇時頃）引取ニ成ル一略一」と記されている。

そして「十月廿日、七時頃、岸田・矢原両村強訴いたし候趣ニて、宮山へ一同打寄り、かがり（火）たき候由、番屋より内々注進ニ付、すぐ様、拙子へ取押ニまかり出候様、仰付られ候ニ付、三木氏（今宿組大庄屋）へ立寄、三木同道ニて矢原村へまかり出、色々利解の上、

引取らせ、急々引取り（役所へ）御届申あげ居り候折から、又候、三谷口にてかがりたき居り候ニ付、今一応まかり出候様、御沙汰ニ付、まかり出候。一略一人気をさわがせ候謀事ハ都合夜中ニ三度迄一略一」

そして翌二十一日、次の六項目にわたる要求を、三大庄屋組村々（高下組、今宿組、中比地組三十九村）小前一同として、山崎役所へ提出した。

乍恐歎願奉仕候事

一、御殿様御帰管(アマミ)之事

一、御年貢三割引之事

一、両御蔵米豆納方ニ付、直し女なし手直ニ仕度事
一、糠藁御止べ能成下度事

一、畠林栗林御見分なしニ勝手に伐取申度事

一、店方諸代品物米直下ヶ仰付られ度事

惣代 岸田村、矢原村

明治辛未年（四年）三津村、山崎村

十月廿一日 宇原村

御役所

右六項目のうち、一御蔵米豆納の事、一林勝手伐取の事、一諸代値下の事、は聞き届けられたが、他の項目は受け入れられなかつた。

初掲の播但一揆では、十月十五日すでに年貢三割勘弁

の要求は、県役人にのませており、おそらくこれら的情報が山崎へも入っていたであろう。三組村々小前百姓は六項目のうちの、とくに年貢三割減が聞き入れられなかつたことに対し、実力行使の挙にてた。

（四）

大庄屋日記によると「十月廿二日、まずまず相納り候とて、諸役所へ御礼ニ相廻り、引取り居り候ところ、にわかに飛脚参り候ニ付まかり出候處、高所、中村よりまかり出、強願いたし度とて、申合候よし、御聞込ニ相成り、長立候ものハ御管内一同色々手を尽し候へ共、一向訳付兼候ニ付、ついニハトシヒ組捕亡手、兵隊都合八十人余、高張提燈ニテ、召捕ニ御出張、高所、中村ニテ廿一人御召捕ニ相成り候。

御会所にて御吟味なされ候ところ、頭取の者六人斗り、入牢仰付られ、其外ハ夜七ツ頃（午前四時頃）御免ニ相成り申候。

三ヶ月、竜野、安志よりも出兵、およそ弐百人ばかり、御出張ニ相成り、誠ニ御管内、前代未聞の大麥一略一であつた。

この時のようすを飾磨県（山崎県は十一月二日姫路県に合併、さらに十一月九日飾磨県に合併）が、政府へ報告した記録が、国立公文書館（東京都千代田区）に保存されており、それによると。

元山崎県百姓トモ強願申立候儀ニ付御届 去月二十二日夕ヨリ、管下村民トモ一同、強願ノ儀申立、多人数集騒ノ模様之有候ニ付、迅速官吏トモ差遣シ、精々説諭方尽力ニ及候ヘトモ、何分人数トテモ手薄ノ儀、自然取締方不行届ノ程モ計リ難ク、取アエス、最寄両三県（安志竜野、三日月）へ差押人数掛合ニ及ヒ一略一頭取候者ノ内、二十余人召捕、鎮撫ノ姿ニ相運候ヘトモ、此段念ノ為御届申上置候。

辛未十一月十四日 飾磨県

吏官御中

と報告されている。

「何分人数トテモ手薄ノ儀」とあるは、再度述べた播但一揆で、姫路・生野県から鎮撫兵の派兵を頼まれ、その方面へ出兵しており、山崎県への派兵が困難であつた。それでも派遣されてきた兵力と当山崎県の兵力と合わせて二百余人在鎮圧にのぞんだ。

強願の方法もきわめて扇動的で、中には刀を抜き、白木綿の布に姓名を書き、高々とその布をひるがえし、強訴におよんでいる。

神戸地方検察庁姫路支部に残されている当時の判決録をみると、

申渡

播磨国第十六大区宍粟郡

第四小区高所村

口口辨次

其方儀、明治四年十月中、近郷村々頑民動搖ノ際に乗シ旧山崎県へ強願相企、目印ノ為メ白木綿へ自分ノ姓名ヲ書記シ、所持能在、アマツサエ抜刀、同県捕亡ヲ拒、逃走致ス科、雜犯律不應為、捕亡律罪人拒捕条ニ依リ、木罪ニ二等ヲ加ヘ、懲役九十日申付ル

七月九日

同じ高所村の元減も懲役五十日の判決を受けている。強訴も二十二日、二十三日で二十四日には静まつている。

大庄屋日記は「十月廿四日、三組四十ヶ村とも、まずおだやかに相成り候趣、三組惣代より申出ニ付、七

竹田屋
結食料品販売
納

山崎町福原町
TEL(2)○三五六六

ツ頃ニ届置、他県兵隊御引取ニ相成り、しかし三ヶ月だけは御残リ」としていふ。

播但一揆も二十四日頃には静まり二十五日には竜野の兵隊も引揚げてゐる。

やがて十一月二日には、山崎県は廢され、姫路県へ合併されるが、山崎では十一月十四日に村々惣代を集めて政府の方針を伝えた。

中央集権化に対する村々の不安が、大庄屋日記からも読みとれる。

「十一月十五日、姫路ニ県を御建ニ成られ、姫路県の御支配に仰付られ候段、江戸表へも申し越され候趣を以つて、昨十四日、村々庄屋、年寄、小前惣代、町々役人、都合およそ百五十人ばかり、元県庁へ御召出し、御達しニ相成り申し候、一略一姫路新御県、御支配およそ六十万石程ニ相成り候趣、誠ニまれ成御変革仰付られ、役人一同大心配ニ候事。」

(五)

大庄屋日記の十月二十五日の条をみると、「皮多一条も一同迷惑の趣、廿日申上候ところ、御伺申ハ 従前の通り相心得候様、御達ニ相成り申し候。もつとも廿日の事也。」

村々で強訴の下相談をしている中で、「解放令」反対もだされている。

和洋酒・食料品販売

八百福商店

山崎町山田
TEL(2)〇四一三

四民平等の世になつたとはいえ、生活はいつこうに変ることなく、むしろ農身分を商工身分に格下げされた印象さえあつた。そこへの、「解放令」であり、みずから解説は、未解放部落の解放との統一なくしては、ありえないという本質を、見いだしえなかつた。当時の農民の解放理論は、役所より「従前の通り相心得」という達しを出させる結果しかまねかなかつた。

そして強訴の不穏のなくなつた翌明治五年一月、ふたたび「解放令」はやはり御布告面どおりに復すると、前年十月の言を取り消すのである。強訴をそらす役所のデマゴジーだつたのである。

大庄屋日記は「明治五年一月廿二日、皮多一条に付、昨冬より段々歎願の義もこれ有り候ニ付、今は矢張、御布告面通りニ相心得、双方とも和順致すべき様仰出られ候。」とある。

明治初年の農民鬭争は、ややもすると新政反対による

殿様御帰管とか、「解放令」反対といった、反動的な様相をあらわすが、本質はやはり、政府の絶対主義的変革に対する、反権力のたたかいであり、これらのたたかいを経る中で、この矛盾も克服され、やがて自由民権運動へと発展していったと考えられる。

山崎県農民騒動も山崎単独でおこったものではなく、播但一揆はいうに及ばず、當時西の美作においても農民が蜂起しており、これら一連の民衆の動きに強く影響されたものであることはいうまでもない。

この明治四年の山崎の農民の動きが、その後の山崎の村づくり、町づくりにどう影響していくかは、別の機会にあきらかにしたい。

(町史編集委員)

山崎町中央商店街
TEL②一四六八



近世初頭の山崎藩(三)

島田清

二、池田輝澄時代(続2)

山崎藩二百五十年のうち、最も盛んであったのは、前記のごとく、寛永八年より一七年までの池田輝澄時代である。しかし、寛永一七年(一六四〇)にお家騒動がおこり、敢えなく取り潰されてしまった。

輝澄の母は、いうまでもなく、徳川家康の二女督姫。督姫は、はじめ、小田原城の北条氏直に嫁したが、天正一八年(一五九〇)、北条氏が滅亡したため、家康のもとへかえり、のち、文禄三年(一五九四)に秀吉の媒酌で池田輝政に嫁した。そして、忠継・忠雄・輝澄・政綱・輝興をもうけた。輝政の先妻、中川清秀の女には、嫡子、利隆がある。したがつて、督姫の生んだ前記男子は、輝政の遺領相続を第一に主張できる立場ではなかつた。しかし、何といつても、家康の「外孫」である。家康や幕閣が、何とか適当な処置を講じるだらうとは、大方の観測であつた。そのうえ、輝政の手腕と忠誠心とは家康が高く買つてゐる。果して、慶長八年(一六〇三)、小早川秀秋が国除されると、五歳の忠継に備前二八万石が与えられた。そして、同一五年には、九才の忠雄に淡路

純喫茶

エレガル

TEL(2)○九〇九
山崎町山田



六万石が与えられた。督姫は、残りの三子にもそれぞれ知行が与えられ、藩主となることを願っていたであろうが、元和元年二月四日（一六一五）京都の二条城で急逝し、（五一才）、忠繼も同年二月二三日、疱瘡にかかつて岡山城で卒去した（一七才）。忠繼は、このとき、まだ妻をめとつていなかった。したがって、遺領のうち、備前・備中の三一万石は忠雄に（忠雄の所領、淡路六万石は牧公）、播磨の宍粟郡は輝澄に、同赤穂郡は政綱に、同佐用郡は輝興に分け与えられた。督姫のねがいは、これによつて、一応、果たされたかたちになつた。しかし世の中は、とかく、うまくゆかぬことが多い。寛永八年（一六三一）、赤穂にいた政綱が卒し（二七才）、嗣がないため遺領を輝澄・輝興に分与された。ついで、翌九年、忠雄が江戸で病死し（三一才）、正保二年（一六四五）には輝興が発狂して国除された。輝澄家中の騒動はこの間にもちあがつたわけで、督姫の生んだ五人の男子は

は、一応はそれぞれ大名になつたものの、つぎつぎと潰れたり、潰されたりして、結局、忠雄の子孫だけがのこることとなつた。これが、因州鳥取藩池田家である。
さて、輝澄時代の家中騒動についていと、資料はあまり残っていない。時代が寛永一七年（一六四〇）という早いころであつたためか、場所が播磨の奥地であったためか、或は石高が六万石余程度のものであつたためか、とにかく、史料として書きのこされたものはほとんどない。それだけに、一般には知られておらず、郷土史研究家の間でもこの事件について語る人は少ない。そこで、まず、原拠から述べることとする。

事件を具体的に記録したものとしては、「池田輝澄之記」があるに過ぎない。岩波書店刊行の「国書総目録」をみると、後に述べる「存採叢書」にこの記録を収めている旨を書いているが、原本に関する記述はない。といふことは、「存採叢書」以外に載せた書物がない、といふことである。それだけに、この叢書に使つた原本が亡びてもしていたら、この叢書の価値は甚だ高いものにならう。

では、「存採叢書」とは、一体、どういう書物であろうか。一口にいようと、塙保己一の「群書類従」・「続群書類従」と同じように、いろいろの文献や記録を集め、叢書としたものである。美濃半截版、和装の小本で、各

冊五〇丁前後。洋半紙に活字で印刷している。総冊数一三三冊。明治一四年より一八年までの間に順次刊行された。編輯・出版人は近藤瓶城である。塙保己一と、その手に成る「群書類従」・「続群書類従」はあまりに名高いが、近藤瓶城もそれに続こうとしたらしく、「存採叢書」のあと、「史籍集覽」という叢書も出している。明治の後期に活躍した市島春城主宰の国書刊行会と「続々群書類従」・「新群書類従」も同性質の書物である。「池田輝澄之記」の一書がこうした中に収載され、われわれの目にとまるのはまことにありがたい、といわねばならない。明治一八年一二月九日刊行の「存採叢書」、「寓簡」(五四丁)の中に収められた「池田輝澄之記」(一二七二〇丁)を左に掲げる。

池田輝澄之記

父、池田輝政公、悉知播磨・備前・淡路、參議、母、征夷大將軍、大相國源家康公御女、幼名松千代、慶長九年、播磨姫路城ニ生。

慶長十四年、播磨御前、幼稚ドモ召連、姫路ヲ立テ駿府ニ下向。松千代始テ家康公エ謁ス。滞留有。イン、

スデニ造ル舟ヲ御手自被下。播磨御前、宗旨ノ願有。西郡様、日蓮宗旨相続仕ル。則、日蓮宗門ヲ松千代ニ譲リ、其身、淨土宗門ニ成度コトヲ被達、御旨、尤ニ思召、即、松千代ヲ御膝下エ召、母願ノ通ニ、祖母宗旨ニ成ベシ。然ル上ハ池田ヲ改、祖父松平ヲ名乗ベシ。則、吉光ノ御小脇指ヲ御手自被下。左近ト名ヲ改ム。

播磨御前はいうまでもなく督姫のこと。督姫は、慶長一四年三月、実子の忠繼(一一才)・忠雄(八才)・輝澄(六才)の三児をつれて姫路を出発し、四月二日、駿府に着いた。慶長五年、輝政とともに姫路へ移つて以来、家康に逢う機会とてなかつたが、輝政の祖母養徳院(池田恒利の妻)が慶長一三年一〇月一六日に九四才で卒し、(輝政の母、すなわち信輝の妻善應院は慶長九年六月二九日に卒している)、姫路築城の大工事も、最終仕上げの天守建築にかかっている。そのうえ、輝政は、一三年よりはじまつた篠山築城の助役大名主班として篠山へ出かけていたので、督姫は、こうした時期に、近況報告を兼ね、かねて心に期していた宗旨の問題を解決しようと出かけたのであつた。

駿府城における親子対面は四月五日におこなわれた。このとき、家康は、引出物として督姫に金子二百枚・銀子千枚・綿千把、忠繼に正宗の脇差、忠雄にも脇差、輝

澄には吉光の脇差および黄金製の船形の文鎮を与えた。

忠繼（幼字藤松、のち三郎）と忠雄（幼字勝五郎、のち新次郎）は、前年の四月一八日、秀忠の前で元服し、偏諱を与えられて忠繼・忠雄と称し、松平の称号を授けられていたので、（官は、忠繼が従四位下・侍従・左衛門督、忠雄が従五位下・宮内少輔）、輝澄（この時は松千代）もこのとき、松平の称号を許された。このいきさつについては、「池田輝澄之記」に書いてあるとおり、督姫が、生母西郡局より受けついだ法華宗を輝澄に相続させるという形でおこなわれたもので、山崎町清水口の青蓮寺にも関係する問題である。次に、もう少しくわしく述べてみよう。

督姫の生母は、三河西郡城主鵜殿三郎長持の女である。

家康の侍女となつて督姫を生み、西郡の局と呼ばれた。

局はあつい法華信者であつたため、督姫もそれをうけつぎ、天正一一年七月九日、相模の小田原城主北条氏直に嫁してからも同城下の法華宗修驗者で奇験をあらわす喜見坊日能を信任していた。その後、天正一八年に小田原を去り、文禄三年に輝政へ嫁し、慶長五年、さらに姫路へ移つたが、翌六年、督姫は日能を姫路城下へ呼び、祈祷をおこなわせて下寺町妙円心寺の開基とした。

慶長一一年、西郡局がなくなつた。督姫は深く悲しみ、姫路城下に静明山青蓮寺を建て、僧日教に開基させ、西

和洋酒
食料品卸問屋

三輪 又商店

TEL②一一七三

郡局の位牌を安置した。しかし、一四年になつて、この法華宗を輝澄につけ、自らは浄土宗に入りたいと考えた。駿府城内では、家康にその事情を縷々説明したことであろうが、詳細はわかつていかない。しかし、とにかく、家康はこれを承諾し、六才の輝澄を膝下に呼び、

「母の願いのとおり、祖母の宗旨になれよ。それにつけ、池田の姓を改め、松平ととなえるよう。」

とさとし、左近と名乗らせ、吉光の小脇差と純金製の船形文鎮とを与えた。

姫路城下の青蓮寺が山崎城下に移されるのは輝澄が宍粟郡の領主となつた元和元年六月二八日以後のことであり、その少し前、二月四日に二条城で急死した督姫は「良正院隆善知光慶安」とおくり名され、知恩院山内に葬られた。のちに、菩提寺として建てられた良正院も、

知恩院に属している。

俗説 田町逆川眼が治る

福井詫一

今は昔、このあたりに喧伝された「田町逆川眼が治る」の俗説は、現在も残っている田町（山崎町山田）の国道二九号線を南北に走っている車道の西側の溝川のことである。東の揖保川荒井堰から引水した大溝が、稻垣神社あたりを西曲りして山田部落に突当たり、幅五十畳ほどの小溝となつて、直角に北へ部落神の政勝稻荷前までの凡そ百米の間の流れの呼名である。

このあたりは、大抵北高南流の淀に従つて大部分は、南か西に流れている。それなのにどうしてこの百米余の溝川の流れだけが北流である。云う迄もなく、地の理がそうなつてゐるだけで別に不思議はないのだが、奇を好む当時の村人達がこの川筋で起きた一つのある事物を付合して、田町逆川眼が治る、との俗謡が生れるものと思う。

山田南部一帯は、推定によると室町初期代の大洪水で水流の関係上、このあたりが土砂の堆積が少し高くなつており、この僅かな土地に北流が偶然出来上つたのである。広瀬郷という地名もそれからつけられたのかも知れ

ない。この逆川あたりの地下一米掘つても、二米掘つても細い砂ばかりである。洪水時における流れの作用であろう。

さて、この田町逆川の俗謡の発生についての事物とは、明治時代の土地人なら今でもうろ覚えであろうと思うが、当時盛んに宣伝されていた事である。眼病と逆川と、どういう関係があるかは興味多い話である。毎年仲秋明月の当夜、諸方の眼病人が、この逆川の溝石にひざまづき、手に清水を汲んで、代るがわる病眼を洗つたのである。特に名月の夜はワンサと大勢押しかけて洗つたそうである。眼の悪くない者までが、眼が奇麗になる

とてよけい混合つたそ
うである。当夜洗つた
者達は、帰りは決して
うしろを振向くなとい
う奇習があつて、スター
スタと一途に家路に急
いだ由で、迷信いた
この行事は、偶然一人
が治れば、万犬この実
をつたへて広まり、地
元衆より遠方衆のほう



が、より熱心であつたのは、今も昔も変らぬ人情の常である。私の幼い記憶にも（めやみ）の老人若者らがふんだんに眼をさすっている光景が浮んでくる。この逆川で治つた事実だけを信じ、また一人一心不乱に洗い続けていた他の信者の姿をまるで尊いより恐いとまで小供心には映つたようである。

これは、発端の物語りめくが、昔ある旅の僧が（めやみ）の苦しさに堪え切れず、この溝川の奇麗な水で洗つてみたらと、苦しまぎれに洗つたら忽ち痛は取れ、欺のように治り神仏の助けを目のあたりに喜んで、この功德を行脚のついでに諸方にふれ歩いたことで、ますますこの逆川が有名になり、近隣近在（めやみ人）の道場の観を呈していたようである。この清かつた川も今は汚れて、小魚もはいり込む隙間もないコンクリートの側壁となつて棲むものとては、生命力の強勢なニナ貝が四五枚やつと取り付いている程度である。流れにあつた土橋も取り払われ、少年時代の籠おけには、相当大きな奴がはいり、引上げる籠の重さに手ごたえを楽しんだものである。（饅をたべたら眼が見える）そんな俚諺が後から巾を利かし、饅さえも今は、逆川には幻の魚である。田町逆川眼が治る名のみのこのかすかな想出も、土橋から北へ、西へと永久に流れ去つたかと思うと、招かざる

忘却の心淋しい限りではある。

後記

四月発行予定のところ、五月発行となりまして申訳ありません。次号は八月発刊予定ですので、原稿はどうか七月中に御出稿願います。

山崎町教委員会では、文化財保護条例にもとづく指定を近く発表するが、審議委員会では、諮問に答えて四十三件の候補物件を推薦した。この内幾件の指定になるか。毎号寄稿頂いている島田先生は、今般姫路学院女子短大の助教授に就任されました。上山勝先生も、四月から県教委勤務に転任、神戸市へ赴任されました。

